

医科歯科連携に係る点数項目一覧

歯科診療報酬には、①医科の先生からの診療情報提供書（あるいはこれに準ずる書式）が算定要件となる項目、②医科医療機関との連携が必要となる届出医療が多々存在します。

①の診療行為は医科の先生からの文書提供がなければ算定できません（Table1）。②の届出医療は医科医療機関との連携が図れなければ届出が出来ません（Table2）。

例えば、歯科用金属アレルギー患者さんへの対応

歯科での金属の被せ物・詰め物・入れ歯の金具に用いる歯科用合金にはNi、Cr、Co、Pd など金属アレルギーの原因となりうる金属が含有されています。このため、口腔内に装着されている歯科用合金が原因と考えられる金属アレルギー患者が存在し、対応に苦慮しているという現状があります。2016年改定にて歯科用金属アレルギー患者に限り、非金属材を用いる大臼歯部のCAD/CAM冠(コンピューター支援により設計、製作される補綴物の一種：保険で使用される材料はシリカ粉末と無機質フィラーを含有するハイブリッドレジン)による補綴(歯の被せ物や入歯等のこと：今回は奥歯の被せ物が対象)が可能となりました。実施に際しては医科からの診療情報提供書に準ずる様式での文書提供が算定要件となっています。

Table1

①医科の先生からの診療情報提供書(或いはこれに準ずる書式)が算定要件となる項目

	項目	名称	略称	算定回数	保険点数	届出医療
外来	医学管理料	歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)	医管(Ⅰ)	月1回	140点	○医科
	リハビリテーション	歯科口腔リハビリテーション料(Ⅱ)	歯リハ(Ⅱ)	月4回	舌接触補助床の場合一口腔につき190点	○(医科)
		睡眠時無呼吸症候群の場合の咬合床		一装置につき1回	上顎または下顎に装着するもの1500点 上顎及び下顎に装着するもの2000点、装着料300点	×
	処置	歯周疾患処置*1	P処置	一口腔一回	14点	×
	補綴	CAD/CAM冠*2	歯CAD	一装置につき1回	1582点	×
硬質レジンジャケット冠*2		HJC	一装置につき1回	光重合 964点 加熱重合 776点	×	
在宅等	医学管理料	周術期口腔機能管理計画策定料	周計	術前1回	280点	×
				術後3ヶ月以内3回まで	190点	
		歯科疾患在宅療養管理料	(歯在管)	月1回	在宅療養支援診療所240点、その他180点、文書提供加算+10点	○医科
		在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)	在歯管(Ⅰ)	月1回	140点	○医科

*1 糖尿病を有する歯周病患者の場合のみ条件緩和

*2 歯科用金属アレルギーを有する患者のみ大臼歯可

Table2

② 医科医療機関との連携が必要となる届出医療

	項目	名称	略称	算定回数	保険点数	届出医療
外来	医学管理料	歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)	医管(Ⅰ)	月1回	140点	○医科
	リハビリテーション	歯科口腔リハビリテーション料(Ⅱ)*1	歯リハ(Ⅱ)	月4回	舌接触補助床の場合一口腔につき190点	○(医科)
在宅等	医学管理料	歯科疾患在宅療養管理料	(歯在管)	月1回	在宅療養支援診療所240点、その他180点、文書提供加算+1	○医科
		在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)	在歯管(Ⅰ)	月1回	140点	○医科

*1 自院にMRIが無い場合に連携が必要